



様式第9号（第16条第1項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	381020130380000000 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 統一括事案番号
法人番号	2500005006048

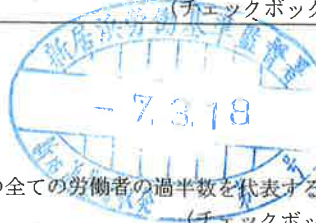
事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間						
介護保険事業		社会福祉法人 くりのみ会		(〒 799 - 0704) 四国中央市土居町津根3008番地1 (電話番号 : 0896 - 74 - 6541)				令和7年4月1日から1年						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数								
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）					
							法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和7年4月1日		
											法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者													
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和7年 3月 13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 職場集会での挙手による選出

職名 介護職
氏名 渡邊 美保



上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 社会福祉法人 くりのみ会
氏名 理事長 栗 光弘